

町内幼児施設保護者の皆様
町内学童クラブ保護者の皆様
町内小・中学校保護者の皆様

飯豊町教育委員会
教育長 熊野 昌昭
「公印省略」

飯豊町における幼児施設・学童クラブ・学校関係者が新型コロナウイルス感染症の陽性者になった際の通知について（おしらせ）

日頃、町教育行政に特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株が県内でも依然と高い水準にあります。

先日、県福祉部より連絡があり、幼児施設、学童クラブ、小中学校において「積極的疫学調査」「濃厚接触者の特定」「自宅待機等の行動制限」を行わないとの通知がありました。（ただし、クラスター発生など保健所が必要と判断した場合は、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・自宅待機等の行動制限を行う場合がある）

それに伴い、今後は陽性者発生時のたびに各幼児施設・学童クラブ・学校からの一斉メールでの連絡は行わず、休園・学級・学年閉鎖時のみとさせていただきます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

コロナに関する不明な点や、幼児・児童・生徒が陽性者、濃厚接触者になった場合の連絡先
平日日中の場合 該当幼児施設・学童クラブ・学校
または教育委員会教育総務課 0238-87-0519

平日夜間、休日の場合 幼児施設の場合 担任へ連絡ください。
学童クラブは学童クラブの携帯へ連絡ください。
小・中学校は教育委員会教育総務課 090-4317-8038

感染や濃厚接触になった場合の対応について

(1) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安0～2」（現在レベル2）に区分される場合

※①～④の場合について、本人または保護者より、速やかに幼児施設・学童クラブ・学校に連絡をお願いいたします。

	状 況	対 応
学校関係者 (児童生徒と教職員)	① 感染が判明した場合 *連絡をお願いします	・幼児施設・学童クラブ・学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、新たな臨時休業になる場合があります。
	② 感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合 *連絡をお願いします	・本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から5日間の健康観察期間中、自宅待機とします。必要に応じて校内消毒等の対策を行います。 ・濃厚接触者は感染者と最終接触日から4日目と5日目に抗原定性検査キットを用いた検査で、2回とも陰性の場合、5日目から登校を可能とします。 *検査には費用が掛かりますので、すべての方に求めるものではありません。 *抗原定性検査キットは薬事承認されたものを用いてください。

③ PCR検査の受検対象者と判断された場合 *連絡をお願いします	・本人を自宅待機とするとともに幼児施設・学童クラブ・学校では感染防止対策を徹底します。
④ 同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたりと特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合 *連絡をお願いします	・本人を自宅待機とするとともに（同居している家族が陰性と判定されるまで）、幼児施設・学童クラブ・学校では感染防止対策を徹底します。
⑤ 町内に感染者が確認された場合	・町内で感染が確認されたが、「幼児施設・学童クラブ・学校関係者及び同居している家族」ではない場合は、感染防止対策を徹底したうえで、通常の教育活動を継続します。
⑥ 近隣市町で感染が確認された場合	・感染防止対策を講じたうえで、通常の教育活動を行います。

(2) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安3～4〔特別警戒・非常事態レベル〕」に区分される場合

学校運営ガイドラインに準じ、保健所や関係機関と連携の上、学校における感染拡大状況も踏まえて、新たな臨時休業の実施を含めた対策を別途講じるものとします。

町長から地域全体の社会・経済活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた町一斉の臨時休業を教育委員会で検討いたします。

令和4年8月3日 県健康福祉部より

別紙2

積極的疫学調査、濃厚接触者の特定について

県保健所では、下表のとおり感染者の発生場所毎の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定を行います。

国の令和4年3月16日付け事務連絡（令和4年7月22日一部改正）を踏まえ、下線部の取扱いを変更しております。

感染者の発生場所毎の対応方針

感染者の発生場所	積極的疫学調査	濃厚接触者の特定	自宅待機等の行動制限
同一世帯内	実施する	実施する	求める
ハイリスク施設 (医療機関・高齢者施設・障がい者施設等)	実施する	実施する	求める
保育園・幼稚園・学校等	<u>実施しない</u> ※1	<u>実施しない</u>	<u>求めない</u>
事業所等	実施しない※1	実施しない	求めない※2

※1 クラスター発生など保健所が必要と判断した場合は、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・自宅待機等の行動制限を行う場合があります。

※2 事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。

事業所等で感染者と接触があった方のうち、会話の際にマスクをしていない、飲食を共にした等の場合は、一定期間の外出自粛を含めた感染防止対策をお願いします。

濃厚接触者が待機期間終了後に職場・学校等で勤務・就学等を開始するに当たっても、職場等に証明を提出する必要はありません。